

# 福祉環境委員会会議録

令和元年 8 月 29 日(金)

9 時 58 分～12 時 00 分

第 1 委員会室

【委員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】新開書記

---

## 議 題

1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例の制定について

2 認知症予防の強化と早期発見についての政策提言について

3 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

## 【会議録】

( 開 議 9 時 58 分 )

柳楽委員長

ただ今から、福祉環境委員会を開催します。本日、芦谷委員から欠席届が出されております。出席委員は7名で定足数に達しております。ただいまから、福祉環境委員会を開会します。

### 1. 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例の制定について

(条文中の文言修正と確認)

- ①「希望と尊厳を持って」→「希望と尊厳をもって」に修正を行った。
- ②第1条及び第3条条文中「希望と尊厳をもって、安心して暮らし続けることができる」と第4条及び第5条条文中「希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」を統一するか。→統一せず、原文のとおりとする。

### 2. 認知症予防の強化と早期発見についての政策提言について

令和元年8月5日に開催された政策討論会において、委員外議員からの指摘事項について、政策提言案の修正を行った。

- ①認知症を発症すること自体が肩身の狭い思いになるのではないかという、誤解を招く印象があるようなので、「1.はじめに」の言い回しを修正する。
- ②「5.提言事項」文言修正、具体策の追記を行った。

柳楽委員長

本日、修正したものを仕上げて、9月定例会議中の委員会で最終確認したいと思います。

[ 11 時 25 分 休憩 ]

[ 11 時 35 分 再開 ]

### 3. その他

#### (1) 請願第4号(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について

柳楽委員長

特にあまり大きな動きはないのですよね。請願者も。変わった動きはないのですよね。

新開書記

そうですね。

布施委員

判断材料として請願者にいろいろと聞いたことがあるのだけど、明確な答弁がなかった部分もあったそうで。民宿を止められたのは直接原因ではなく、「そうだったのでは」という憶測の元にやったのではないかと明確に答えられなかったのがあったのだけど。また、執行部に対して建設ありきではなく住民の思いに

寄り添うようにと細部の随分が占めているけど、建設された場合の交付金、執行部が企業にアクションを起こしたという話も聞いていません。反対は反対で良いのですが、もし実現するとしてもそういったものを含めたものを執行部として言うべきではないかと。企業との話し合いが全然ないって言われたんですよね。高知県も他の風力発電所も、必ず地域にお金を落とすシステムになっています。そういうことも含めながらどうなのですかと言ったら、執行部も答えられなかったし、話し合いもなく 2、3 ヶ月放置しっぱなしというのは、執行部として無責任だと私は思っています。住民の意見としては反対という意味は良く分かりますが。だから私は継続としました。村武さんも継続としましたが、村武さんは事実関係を執行部にきちんと確認したのだろうか。

柳楽委員長

弥畝山の事業は、地元に対して何等かのメリットがあるようなことを言われた気がしたのですが、具体的にどんなメリットがあったのかが分からないから。

布施委員

私は継続審査とは言ったけど反対に近いです。そういうことをきちんと調べて、やりましたと、さらに環境省の評価基準もこうだと示されるのならまた話は違いますが、次回の9月議会で採決を求められる時、執行部は言われたことを調べてない、接触もしてないなら、やる気がないのだと思って。私は反対に近い気持ちです。

田畑委員

あの時に反対の署名を実際に取りつつあったが、あれから増えていると思う。追加で話を聞いてはいないが。地域に恩恵があるかとか、いろいろな要素はあるだろうけどそれは別として、地域が嫌だと言っていることを議会として賛成すべきなのかどうかを考えると、僕は作るべきではないと思います。

布施委員

反対8割、賛成2割としてもね。

田畑委員

うん。

柳楽委員長

この請願の中身として、建設に対して反対なのだろうとは思いますが、とは言え文言をよく見てみると、これがクリアされればそれはそれで認められるようなところが結構あったりするので、その辺も難しい点ではあります。

澁谷委員

建設に対して基本的には納得できなから請願を出したのだから

うから、最低限百歩譲ってこの条件をクリアしたらという表現になっているのではと思います。ただ、項目がいっぱいあり過ぎて請願としては非常にまずいと思うのだけど。地域の皆さんも判断を求めているのだから。

昔はほとんど継続せずに審議していたのが、熱心な市議さんがおられていっぱい出てくるようになって、継続審査になることも増えてきた経緯もあるので。今ある情報の中で、この常任委員会として判断すれば良いと思うけど。

布施委員

採決に付帯意見を付けることができるでしょう。だから、建設反対になるにしても付帯意見を付けて、議会として反対の立場を取りたいと私は思います。

柳楽委員長

ということは、請願に対しては賛成ですね。

布施委員

はい賛成です。賛成にしても付帯意見を付ける。

柳楽委員長

その場合、付帯意見を付けるのが良いのか、一部採択が良いのか。

澁谷委員

昔は一部採択はいけないと言っていたが、最近はどうなの。

新開書記

一部採択はあります。一部採択は前回の産業建設委員会にてありましたよね。桜の木に関するもので。

澁谷委員

判断できるようにして情報収集するしかないでしょう、各議員が。

田畑委員

趣旨が良く分からないのだよな。

西村委員

文章を読んでもよく分からない、聞いても分からない。結論は「住民の思いを聞いてください」だから。

澁谷委員

でも基本的に、建設に賛成だったら請願は出てこないのではと思っていたが。何らかのものがあることを理解しないと、文章の上手い下手もあるし、それを一つ一つ言ったらきりがないだろう。

布施委員

北広島町の風力発電に反対された住民がおられたでしょう、反対と声を上げたら建設中止になりましたよね。

西村委員

あれは住民の意思が明白なの。住民にとって一つも良い事はない、という明確な意思表示が北広島町の件にはあった。しかし、今回の件の場合は分からない。

澁谷委員

弥栄にメリットがあるの。

西村委員

いや分からない。

澁谷委員 判断を棄権するしかない。難しいと言っているでもきりがない。  
西村委員 だから声を聞いて、議会として反対の声を上げてくださというなら分かる。

柳楽委員長 ああ。  
西村委員 「声を聞いてください」だけだから。その声も分からない。  
澁谷委員 その書き方も、請願の趣旨がよく分かってないのだろう。請願がどういうものかが。

西村委員 だけど、それで判断するしかない。  
澁谷委員 判断するしかない。書き直してこいと言うわけにいかない。  
西村委員 何度も呼ぶわけにもいかない。  
布施委員 だから請願は紹介議員が必要なのだ。  
西村委員 請願者の意思が、聞いても読み取れなかった。  
田畑委員 事業者を指導しろとか、事業者に意見してくれとか、事業者から何か提出させろとか、住民に公開して事業者を指導しろとか。どこにあるの。

布施委員 請願にあります。  
柳楽委員長 最後を読んでみなさい。全部ひっくるめると、作って欲しくないと言っているのだろうが、文章を読んでいくと西村委員が言うように、よく分からない。

西村委員 非常に不明確。よく分かるのだよ、「景観、自然、健康は住民全員のものだ」というのは。土地は確かにその人のものだけど、一度建てられたら景観は住民全員のものだから。良い事を言っている、そのとおりだと思う。だからどうなのか。

澁谷委員 太陽光発電もそうだけど、電力会社のパワーバランスみたいなものがあるって、買取価格をいろいろ変更させることによって……今、もしかしたら太陽光発電機器が残骸になりかねないという点がある、ものすごく心配される。あれほど自然エネルギーを推奨していた経済産業省も今は全然トーンが落ちてきている。風力発電はもう採算が取れないものが林立して残骸として残る可能性がある。そういうイメージを持っているのです。日本の政策に哲学がない。42円で買い取るとあれほど言っていたのに、今は十数円にしないと電力会社でさえ採算が合わない。なぜなら原子力発電を稼働させてもらいたい理屈があるからです。消費税を上げて、中

国とアメリカの貿易戦争があったりすると、一気に景気ダウンして、どうにもならない状態になった時に、電力維持も簡単に上げられるのか。太陽光発電・風力発電を国は本当に進めようとしているのかも、見えてない気はしています。

田畑委員

そろそろ方針転換だろう。

澁谷委員

電力会社に泣きつかれて、今かなり方針転換してないかと。昔は何パーセントかは自然エネルギーに代えないといけないという法律があったのに、事務次官通達か何かで変えてきている。深く考えると、この問題はすごくややこしい。

上野副委員長

関係ないかもしれないが、波佐は風力発電工事のために道がついた。山の奥まで木を切ったが、その道の泥が全部グリーンラインに流れて車がめっちゃめっちゃになった。あれはおそらく舗装もできないし、直せない。雨が降るたびに、そこから泥が出る。そういう心配はかなりあると思う。

澁谷委員

弥畝山に作る時も、最初そういう声がありましたね。泥が出て鮎がいっぱい死んだという話を聞きました。

柳楽委員長

ただ、あそこの地元はどちらかというところ賛成の感じですよ。

西村委員

反対でもめているといった話はあまり聞こえてこない。

田畑委員

波佐は賛成して、建設会社が反対していたのだろう。

澁谷委員

地元業者がやっているのと、他所から来た業者がやるのとは違った感触みたいなものがある。その頃は固定資産がいくら入るといった話だったかな。

柳楽委員長

市の話ですよ。

澁谷委員

そんなにいっぱい入るのかという話。そういうイメージがあって、その後に先ほどの上野さんの話みたいなことが挙がってきて、固定資産だけではちょっと……あそこで生活できないクマやイノシシが里に下りてきている。結構そういうことがあります。浜田でもクマやイノシシの話聞く。因果関係がないかというところ絶対とは言い切れないが、今までと違う動き。音が動物にとってすごく不快だとか。人間以上に強い影響を受けるのはあながち否定できないから、下りてくるとか。人間にも少しずつ影響があるのかな。推測するしかないですよ。

以前のように、固定資産税が入るから風力は良いねとやみくも

に賛成する雰囲気とは変わってきている感じはします。今の政策を見ていると。

布施委員

9月で採決するなら粛々と。

柳楽委員長

今の段階では賛成も反対もなかなか……。

西村委員

もう少し表現がどうにかならなかったのかと。言っても仕方ないのだけど。

澁谷委員

紹介議員に言えば良い。

柳楽委員長

資料として出された物にはすごく具体的にいろいろ書いてあるのですが、その中でも最終的な締めには決め手のようなものがないのですよね。

西村委員

おそらく、この会自体のメンバーが固まってないのだろうと思うよ。

澁谷委員

一枚岩ではないと。

西村委員

そうそう。だからそういう表現ができないのだろう、という見方をせざるを得ない。反対の意思が明確ならもっと書きようがある。

澁谷委員

書きようはあるけど。

西村委員

なぜ書かなかったかは、そういう原因しか思い浮かばない。

布施委員

申崎議員さん9月議会の一般質問でされるでしょう。通告を見たら風力発電と書いてあったから。

西村委員

それだけでは分からない。

布施委員

住民の思いとして市議会が反対するのではなく、自分の立場的に言われるのかもしれないが。

西村委員

まあ、一般質問をされるなら参考にできる。

柳楽委員長

そうですね。

澁谷委員

その答弁も聞けるし。

田畑委員

聞いた後に判断する。

柳楽委員長

皆さんの気持ちとして一部採択もあり得る考え方ですか、それとも賛成なら賛成、反対なら反対ですか。

田畑委員

一部にする所がない。

布施委員

指導してくださいというのも、ある意味難しい。

澁谷委員

それなりに議員が判断すればいいでしょう。

西村委員

それしかない。

柳楽委員長

一応方向性としては今回決着を付けるということで、皆さん採決の際には、賛成意見・反対意見……反対がなければ良いですが。

澁谷委員

意見を言って諮れば良い。

柳楽委員長

反対がある場合は特に意見を求められるので、よろしくお願ひします。

( 「はい」という声あり )

他に、事務局から何かありますか。

新開書記

ありません。

柳楽委員長

では、条例も政策提言も皆さんに大変お世話になりました。ありがとうございました。以上で福祉環境委員会を終わります。

( 閉 議 12 時 00 分 )

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ㊟